

学校法人 悠久崇徳学園 情報セキュリティ基本方針

1 趣旨

学校法人 悠久崇徳学園（以下「法人」という）の情報システムが取り扱う情報資産には、学生・教職員等の個人情報のみならず、業務運営上の重要情報など、法人外への漏えい等が発生した場合にはきわめて重大な結果を招く情報が数多く含まれている。したがって、情報資産をさまざまな脅威から防御することは、法人の事業や学生・教職員等を守るためにも必要不可欠である。

そのために、情報を扱うすべての教職員等が遵守すべき情報セキュリティ対策の包括的な基準である情報セキュリティポリシーとして、具体的な対策を情報セキュリティ対策基準として策定し、必要な情報セキュリティを確保することを目的とする。

2 適用対象範囲

(1) 適用対象者の範囲

本基本方針が対象とする教職員等の範囲は、法人の情報資産に接するすべての役職員とし、準職員、非常勤職員、外部委託業者の従業員等も含め法人の業務に従事するすべての人とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ①対象となる情報には、電子化されたデータ及びこれらを印刷した文書を含み、法人が作成した文書のほか、作成途中の文書、法人以外から入手した情報及び個人情報を含む。
- ②対象となる情報システムには、情報を電子的に処理するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワークの他、運用管理及び保守に必要な文書も含む。

3 教職員等の遵守義務

教職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、情報資産の利用に当たっては、情報セキュリティを維持するために厳守すべき行為及び判断等の基準を定めた情報セキュリティ対策基準を遵守する。

4 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティ対策基準の遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて自己点検または、情報セキュリティ監査を実施する。

5 情報セキュリティ対策基準の見直し

自己点検または情報セキュリティ監査の結果、情報セキュリティ対策基準の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要となった場合には、情報セキュリティ対策基準を見直すものとする。

2023年4月1日

学校法人 悠久崇徳学園
理事長 田宮 崇